

社会保障審議会 介護保険部会（第48回）	勝田委員 提出資料
平成25年9月18日	

## 第48回社会保障審議会介護保険部会（9月18日） 発言要旨および意見・質問

委員：公益社団法人 認知症の人と家族の会 勝田 登志子

### 意見1：在宅サービス「2 定期巡回・随時対応サービスについて」

地域包括ケアの目玉として導入されたが遅々として進んでいないのはなぜか、在宅介護のニーズにマッチしていないのではないかと、本来ならば住み慣れた地域で安心して介護が継続されることだが、実際の利用者はサービス付高齢者住宅の入居者が多いという現実がある。市区町村の事業者指定が進まず、利用者が増えない理由については実態を精査した上で、「論点」を整理する必要があると考える。

### 意見2：施設サービス「1 特別養護老人ホーム」について

2P「論点」「特別養護老人ホームへの入所を要介護3以上に限定するべきではないか」については反対。現行でも「入所基準」があり重度優先が実施されている。3Pにあるように2011年度の利用者の平均介護度は3.89。わざわざ「要介護3以上」と限定する必要はない。待機者42万人と、希望しても利用できない人たちが多数存在している。「論点」では「軽度の要介護者を含めた低所得高齢者の住まいの確保が必要」としているが「施設サービスの提供」と「住まいの確保」とは別問題である。

### 質問1：今年4月9日に公表された総務省「高齢者の社会的孤立の防止対策等に関する行政評価・監視」

勧告では、定期巡回・随時対応サービスのモデル事業として実施された「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業」が「事業実績が低調な例」として挙げられている。2013年度地域介護・福祉交換整備推進交付金では「定期巡回・随時対応サービス事業所の立ち上げの際に必要な情報通信機器の購入経費」として1事業所1,000万円という予算が示されているが、現在までの利用状況はどうか、2009年度の「ケアコール端末などの方策について」検証が必要と考えるが事務方はこの勧告についてどのように考えるか。

### 質問2 在宅サービスの「総論」の「現状と課題」について

1P 「毎日必要に応じて複数回利用者と接することが可能なサービス」と「生活支援サービス」の普及が必要とあるが、具体的なサービス内容とは何なのか、また、「生活支援サービス」は介護保険制度の給付なのか地域支援事業なのか、それ以外なのか確認したい。

### 質問3 在宅介護についての全国実態調査をおこなうべき

昨今の独居や高齢者のみ世帯、認知症や地域間格差も大きい。市町村まかせにせず、2025年にむけて早急に実態調査を行い、ニーズにあった対応をすべきと考えるがどうか。

### 質問4 在宅サービス「1 通所介護について」

7P この8年間で約2.5倍に増えた小規模型事業所を地域密着型サービスに位置付け直す「論点」が出されているが、市区町村指定に見直すメリットとデメリットはなにか